

承 諾 書

令和 年 月 日

一般社団法人 山口県トラック協会
会長 喜多村 誠 殿

住 所

企業名

代表者

印

私は、今般、近代化基金融資の推薦申込を行うにあたり、推薦融資を借り受けた場合に貴協会から受ける利子補給について、後日、貴協会において、近代化基金運営要領の5の(7)に定める利子補給の制約条項の①又は②のいずれか一に該当すると認められた場合は、利子補給を打ち切られ、且つ即往の利子補給分を貴協会からの請求があり次第異議申し立て等一切行わず直ちにお支払いすることを承諾いたします。

近代化基金運営要領 抜粋

5 近代化基金による設備資金の融資

(7) 利子補給の制約

- ① 借入者（転貸方式により借り入れた事業者を含む）が正常な取引を維持することが困難であると判断される場合（例えば、銀行取引の停止、倒産、破産、営業権の譲渡、本会会員の資格を失ったときおよび正常な会員の義務を果たさない者等）は、委員長の承認により利子補給を打ち切るものとする。
- ② この制度による融資を受けたものが正当な理由なく申請に係る事業計画と異なるものに転用した場合は、利子補給を打ち切ると同時に、既往の利子補給分の繰上げ償還措置をとるものとする。